

前橋市公立保育所の再整備基本方針の策定について

福祉部子育て施設課

1 策定の趣旨

平成28年12月に「前橋市公立保育所のあり方検討委員会報告書に対する前橋市の方針」を定めており、この方針の中で、将来的に子どもの数が減少した場合に、市内の保育施設が供給過剰にならないように、需給調整機能としての役割を持たせることを検討し、施設の老朽化については、限られた財源の中で整備計画に基づき改修を継続的に実施することとなっていることを受け、公立保育所の統廃合と施設整備の基本方針を策定するもの

2 策定の背景

- (1) 人口推計では、市内の就学前児童数は今後20年間で約25%減少する見込み
- (2) 市内の保育ニーズは、平成31年がピークですでにピークアウトしている。ただし、新型コロナウイルス感染症による保育控え等の影響を考慮する必要がある。
- (3) 公立保育所の施設は、全16施設のうち、木造の粕川保育所を除く15施設の建築年数が30年を経過している。そのうち、9施設は40年を経過するなど老朽化が進んでおり、対応の必要性は待ったなしの状況となっている。

3 再整備の基本的な考え方

- (1) 公立保育所の役割の一つは保育ニーズの需給調整機能であることから、将来的な保育ニーズにより公立保育所の統廃合を進める。
(16施設⇒10～12施設)
- (2) 統廃合に合わせて施設の再整備を行う。
- (3) 施設の再整備に当たり、存続する施設においては、将来的な公立保育所に求められる役割や機能に対応するために、各地区の保育ニーズに応じた0歳児等の受け入れ枠の拡充や医療的ケア児の受入れなどに必要な施設整備等を実施するとともに、障害児の受入れなど、引き続きセーフティネットとしての役割を担うものとする。

4 前橋市公立保育所の再整備基本方針 別添参照

5 今後の予定

令和5年2月20日 教育福祉常任委員会報告